

新潟県見附市を応援！

見附市外に本社を有する企業のみなさまへ

3 すべての人に
健康と福祉を



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



令和7年度

企業版ふるさと納税



歩く・もらえる・若返る！
健幸運動ヘルスケア事業 応援プロジェクト！

誰もが健幸に暮らせるまちを目指して
「持続可能なまちづくり」へのご支援をお待ちしております！

概要

① 健幸ポイント事業

- ・主に運動習慣のない市民への運動習慣の定着を目的とし、歩数や運動の成果、イベントへの参加等に応じてポイントを付与します。ポイントは地域商品券等として地域へ還元します。
- ・令和6年度から運動習慣の希薄な若者世代を取り込むために対象年齢を18歳に引き下げ、スマホアプリからも参加できる仕組みを導入しています。

② 健康運動教室事業

- ・市内施設に運動設備を整え、一人ひとりの身体活動量・ライフスタイルに応じた個別の運動プログラムを提供しています。



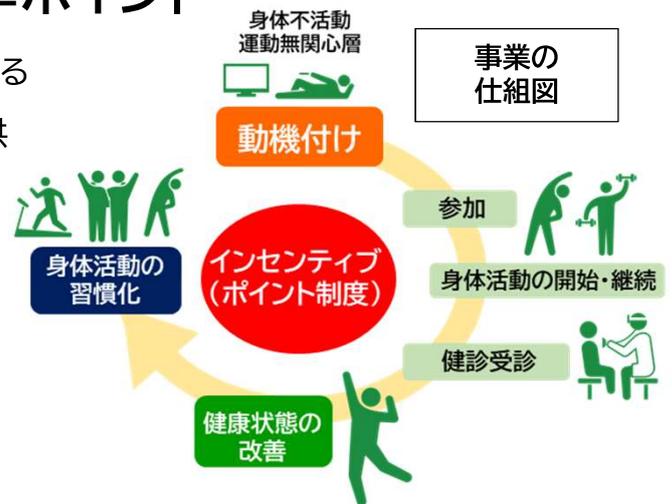
見附市では健康施策を市の中心事業に位置付け、まちづくりを推進しています。その取り組みは全国からも注目されており、自治体、企業等からの視察受入実績も多数あり**注目度の高い事業**となっています。

見附市の取組みは次ページへ

事業の要点

健康無関心層を取り込む健幸ポイント

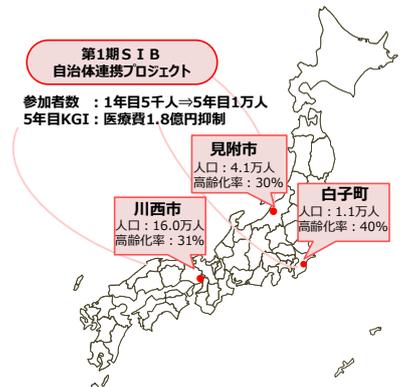
- ・市民の7割を占める健康無関心層を行動変容させるために、ICTを活用したヘルスケアサービスを提供
- ・参加者の年齢・体組成に応じた健康プログラムが用意され、プログラムの実践(ウォーキング、体組成の改善)や健診受診等を行うことでポイントを付与します。
- ・貯まったポイントは地域商品券等と交換可能です。



健康＝地域活性化につながる仕組み

※「健康ポイント」事業は、平成30年度から令和4年度にかけて実施した「健幸まちづくりに向けた成果連動型手法(SIB)を活用した自治体連携ヘルスケアサービス構築事業」をベースとして、令和6年度も継続して取り組んでいます。過去の「3市町(※)×「筑波大学」×「民間企業による合同会社」の産官学連携の経験から民間ノウハウを吸収・活用し、現在も質の高いサービスを提供しています。

(※)新潟県見附市・兵庫県川西市・千葉県白子町



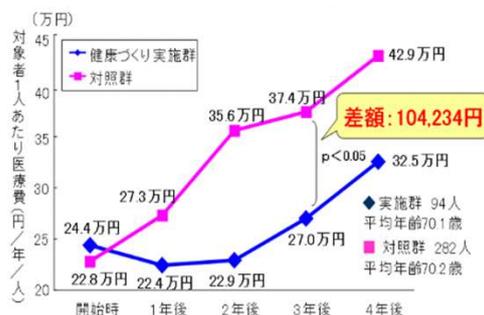
個別運動プログラムによる健康運動教室

- ・中高齢者やリスク保有者を対象に体力、身体活動量、ライフスタイルに合わせた参加者個別の運動プログラムによる「健康運動教室」を実施。
- ・筑波大学の研究成果をベースに、医療費抑制(年10万円/人)および介護リスクの64%低減効果を確認しています。

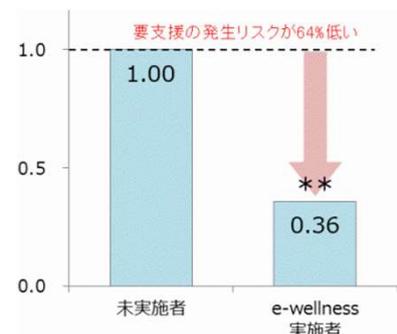
見附市健康運動教室の様子



健康づくり実施による医療費抑制効果



要支援以上の認定リスクの低減効果



見附市が目指すまちづくり

S WC「スマートウェルネスみつけ」

- ・人々が健康で、かつ生きがいをもち、安心安全で豊かな生活を送れる状態を「健幸=ウェルネス」とよびます
- ・見附市では、**超高齢・人口減少社会においても持続できる都市の実現**を目指しています



- ・平成15年から健康施策を打ち出し、狭義の健康施策から都市全体の施策へと広げ、「**健幸**」という概念をまちづくりの中核として施策を展開し、外出したくなる施設づくりや公共交通網の整備など、自然と外出し、歩き、人と交流するまちづくりを行っています

S DGs未来都市に認定



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

- ・2019年7月に、「歩いて暮らせるまちづくり(ウォーカブルシティ)」の実現を目指した取組みが、**新潟県内で初めてSDGsの達成に向けた全国の自治体のモデル**として認められました

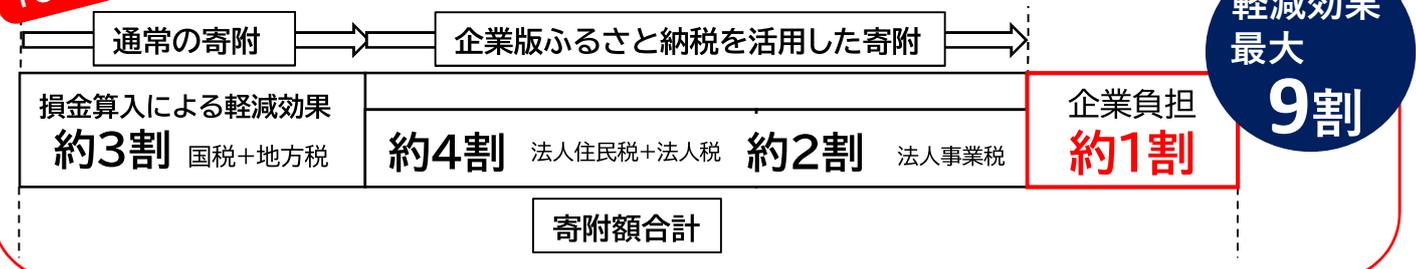
「住んでいるだけで健康で幸せになれる**健幸都市**の実現」のために**企業版ふるさと納税**による見附市の応援をお待ちしています。

企業様へのメリット

- ・健幸リテラシー向上へつながる事業へ応援を頂くことで企業イメージの更なる向上につながります。
- ・見附市は健幸都市として全国から注目され、多くの自治体、企業様からの視察を受入れています。寄附金額に応じ、市のHP、広報誌への掲載、贈呈式や市長との対談等を実施し、広くPRさせていただきます。
- ・企業版ふるさと納税は企業様の税負担が軽減される税制優遇制度です。軽減効果は最大9割となっています。(令和9年度まで)

軽減効果が最大9割になりました(令和9年度まで継続)

(例)100万円寄附した場合に、**最大90万円の法人関係税が軽減**されます



寄附のお手続きについて

1:寄附のご検討・お申込み

- ・寄附を希望される場合、『地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 申込書』を見附市までご送付ください。
- ・申込書を受領後、専用の払い込み用紙を送付します。

2:寄附のお振込み

- ・専用の払込用紙にてお手続きください。
 - ・寄附金を受領後、受領を証明する書類(「寄附受領証」)を送付します。
- ※「寄附受領証」は、確定申告時に行う控除手続きの際に必要となります。
大切に保管してください。

3:税の申告

- ・各企業様で申告をお願いします。

制度ご活用時の留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例:× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 有利な利率で貸付してもらう。
- 見附市内に本社が所在する企業については、本制度は対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例:A県B市に本社が所在 → A県B市への寄附は制度の対象外
- 本事業へのご寄附は令和7年度末までが対象となります(予定)



例年、6月には健康づくりのための取り組みや情報を実体験を通して知ってもらう「健幸フェスタ」を開催しています。

問合せ・連絡先

新潟県 見附市 企画調整課 総合政策室

電話:0258-62-1700 メールアドレス:kikaku@city.mitsuke.niigata.jp